

第 8 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和 5 年 1 1 月 1 0 日 (金) 午後 3 時 0 0 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席委員(12 名)	1 番 土海 政信 委員	2 番 下田 健一 委員	3 番 尾川 寛信 委員	4 番 山田 隆雄 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員	6 番 山下 和子 委員	7 番 渡邊 由佳 委員	8 番 清水 武敏 委員
	9 番 横川 力 委員	10 番 中村 弘明 委員	11 番 蔵本 孝広 委員	12 番 山上 真治 委員
欠席委員(0 名)				
出席推進委員(8 名)	13 番 赤井 保 推進委員	14 番 河井 勝重 推進委員	15 番 松本 勝男 推進委員	16 番 山本 正義 推進委員
	17 番 伊藤 文夫 推進委員	18 番 岡本 章 推進委員	19 番 音田 孝好 推進委員	20 番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0 名)				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第 35 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 36 号議案 非農地の現況証明について 第 37 号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報 告 事 項	第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について 第 2 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>山田委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 8 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 4 番の山田隆雄 委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を報告してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。</p>

<p>第 2 号 公共事業の施工に伴う 附属施設設置に係る農地転</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁～2-2 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、田後●●。土地の所在は、はわい長瀬——、地目は畑、面積は 1,764 m²。もう一筆、はわい長瀬——、地目は畑、面積は 264 m²。この 2 筆に、またぐような形で、転用する面積は 30.37 m²で、農業用倉庫を設置するものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、2-1 頁が航空写真の位置図で、左側付近に赤色で示しています。この航空写真は古いもので、倉庫があるように見えますが、この倉庫は老朽化によりすでに撤去され、新たに農業用倉庫を設置するものです。次の 2-2 頁は、農業用倉庫の外形図を添付しています。縦 5m77 cm 程度、横 5m26 cm 程度の面積 30.37 m²の農業用倉庫です。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-3 頁～2-4 頁)</p> <p>番号 2 届出人は、方地●●。土地の所在は、大字方地——、地目は畑、面積は 839 m²。その内、転用面積は 80 m²で農業用倉庫を設置するものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、2-3 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で示しています。次の 2-4 頁は、農業用倉庫の概略図を添付しています。縦 4m、横 20m の面積 80 m²の農業用倉庫です。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-5 頁～2-6 頁)</p> <p>番号 3 届出人は、原●●。土地の所在は、大字原——、地目は畑、面積は 2,964 m²。その内、転用面積は 120 m²で鶏舎を設置するものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、2-5 頁が航空写真の位置図で、左下付近に赤色で示しています。次の 2-6 頁は、鶏舎の概略図を添付しています。縦 6m、横 20m の面積 120 m²の鶏舎です。</p> <p>以上、2 アール、200 m²未満の農業用施設設置の届出、3 件の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 1 号は終わります。</p> <p>次に、報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附属施設設置に係る農地転用報告について」を説明してください。</p>
---	-------------------------	---

	<p>(議長) 山田委員 事務局 蔵本委員</p>	<p>で、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 4-2 頁～4-4 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、宇野●●。譲受人は、宇野●●。土地の所在は、大字宇野地内、全部で 11 筆あります。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 91 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 119 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも田、面積は 1,591 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 414 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 994 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 941 m²。次の 4-1 頁に続きます。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 1,199 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 731 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 1,002 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 991 m²。字——、地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 2,503 m²。権利取得後の経営面積は 105 アールで、親から子へ贈与による所有権移転です。</p> <p>航空写真の位置図は、次の頁からになります。4-2 頁が、字——の 2 筆について、下付近に赤色で示しています。次の 4-3 頁が、字——の 1 筆と、字——の 1 筆を赤色で示しています。次の 4-4 頁が、残りの 7 筆を赤色で示しています。</p> <p>4-1 頁に戻っていただき、 (資料は 4-5 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、大阪市●●。譲受人は、橋津●●。土地の所在は、大字長江——、地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、988 m²。権利取得後の経営面積は 26 アールで、親戚間の贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくって頂き、4-5 頁が航空写真の位置図で、左側付近に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>以上、2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんから質疑はございますか。</p> <p>番号 1 の案件で、4-4 頁の航空写真の位置図に見えています建物みたいなものは何でしょうか。梨のハウスです。</p> <p>詳しく言えば、梨のメッシュハウスになります。</p>
--	---------------------------------------	--

<p>山田委員 事務局 山田委員 (議長) 河井推進委員 事務局 音田推進委員 蔵本委員</p>	<p>山田委員 事務局 山田委員 (議長) 河井推進委員 事務局 音田推進委員 蔵本委員</p>	<p>そうすると、譲受人は梨栽培もされているのでしょうか。 そういう理解で良いです。 了解しました。 その他に質疑はございますか。 番号2の案件について、現状はどういう状態の田んぼなのでしょう。 現状までは把握していません。 この田んぼは、荒地になっていると思います。 意見を言ってもよろしいのでしょうか。譲受人から、今度長江地内にある今は作付けしていない田んぼを管理することになり、誰か耕作していただく人がいないかという相談を以前受けていました。話はそれっきりになっていました。この度この申請があり、今後どうしていくかを考えているところだと思います。</p>
<p>音田推進委員 事務局 河井推進委員 事務局 蔵本委員</p>	<p>音田推進委員 事務局 河井推進委員 事務局 蔵本委員</p>	<p>長江集落としては、誰かに耕作していただくのはありがたいです。 今後事務局に相談があるかも知れません。その時には音田推進委員にはお世話願いたいです。 譲受人と譲渡人との関係はどうでしょうか。 親戚ということは聞いています。同年齢であるため、いとこ同士ではないかと思われれます。 参考までに草刈りについて、譲受人は、草刈機ではなく、トラクターでモアでも入れて草刈りをしようかと考えているようです。</p>
<p>河井推進委員 蔵本委員 事務局 (議長) 河井推進委員 (議長)</p>	<p>河井推進委員 蔵本委員 事務局 (議長) 河井推進委員 (議長)</p>	<p>譲受人は耕作するのでしょうか。 譲受人宅の横にある田んぼはご自身が耕作されています。 事務局としては、申請書類の中身、農業経験が40年で水稻栽培もされているという記載を見て、許可相当と判断しているところです。あとは農業委員さん方の判断をお願いします。 河井推進委員、今までの説明でどうでしょうか。 わかりました。 良い質問であったと思います。今後もこのように3条申請の審議ができればと思います。その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手を認めます。</p>

<p>議案第 36 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決といたします。 次に、議案第 36 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。 本冊 5 頁です。 議案第 36 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 5-1 頁～5-3 頁) 番号 1 申請人は、宇野●●。土地の所在は、はわい長瀬——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 81 m²。もう 1 筆、はわい長瀬——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 413 m²。30 年以上前から耕作しておらず、以前は土地の一部に倉庫を設置していた。現在は、倉庫は撤去し現況雑種地となっており、農地に復元することは困難な状況にあるものです。 頁をめくって頂き、5-1 頁が航空写真の位置図です。左下付近に赤色で囲っています。次の 5-2 頁が現地の写真で、上の写真は北側から、下の写真は南側から撮影したものです。次の 5-3 頁が公図ですのでご確認ください。説明は以上です。</p>
	<p>(議長) 横川委員</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 9 番の横川 力委員より報告をしてください。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>5-2 頁の現地の写真を見る限りでは、畑にはできるのではないかと感じられるかも知れません。しかし、以前は倉庫を設置されていたということで客土がされ、入口付近はコンクリが打ってある状況でした。このようなことから、農地として復元することは極めて困難な状況ですので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 それでは質疑は無と認めます。質疑は終了し、これより採決を行います。議案第 36 号「非農地の現況証明について」、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》</p>

<p>議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第 36 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 37 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。11 番の蔵本孝広委員の農地番号 1,2 を審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農地番号 1,2 の案件を審議することとします。それでは、蔵本孝広委員は退席してください。</p> <p>(蔵本委員 退席)</p> <p>蔵本委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 37 号「農用地利用集積等側隠計画の策定について」を説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 37 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁)</p> <p>次の 6-1 頁の各筆明細をご覧ください。</p> <p>農地番号 1,2 について 貸出名義人は、南谷●●。土地の表示、大字赤池——の田、面積 1,133 ㎡と——の田、面積 538 ㎡の 2 筆について、中間管理機構を通して、宇野●●に配分を行うものです。水稻栽培を、令和 6 年 1 月から令和 10 年 12 月までの 5 年間、無償での使用貸借であります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 37 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 37 号「農用地利用集積等促進計画の策定につい</p>
--	------------------------------------	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局</p>	<p>て」は、原案のとおり意見決定といたします。 それでは、退席している蔵本委員に入ってください。 (蔵本委員 着席) 以上で議事を終わります。 それでは、その他に移ります。 (1) 県外視察研修の日程について、説明してください。 ○県外視察研修の日程について 11月13日(月)～14日(火)1泊2日 視察先：高知県四万十町農業委員会 ほか ※資料により説明 ※資料、ネームは視察当日持参してください。 (2) 11月農家相談会の日程について、説明してください。 ○11月農家相談会の日程について 11月16日(木)午前9時～正午 担当：8番 清水武敏 委員、9番 横川 力 委員、16番 山本正義 推進委員 (3) 湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会の日程について、説明してください。 ○湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会の日程について 11月29日(水)午後4時～ 会場：湯梨浜町中央公民館(龍島) 内容：農作業安全研修 *動画鑑賞「農作業事故 経験者は語る(農水省)」 *中部地域農作業安全・農機具防止協議会からの情報提供 *対話型農作業安全研修(テーマ：農業機械使用時の安全対策) ※欠席の場合は、11月22日(水)までに事務局へご連絡ください。 (4) 12月定例総会の日程変更について、説明してください。 ○12月定例総会の日程変更について 変更前/12月8日(金)は、12月議会定例会初日のため日程を変更させていただきたい。 変更後/12月7日(木)午後3時～ 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 11番 蔵本孝広 委員、12番 山上真治 委員、17番 伊藤文夫 推進委員 (5) 農業委員会ブロック別特別研修会の日程について、説明してください。</p>
--------------	---	--

	事務局	<p>○農業委員会ブロック別特別研修会の日程について 12月15日(金)午前9時30分～11時30分 倉吉未来中心 小ホール 内容：○農地利用最適化の推進について ○食料・農業・農村政策の新たな展開方向(全国農業会議所より) ※現地集合、現地解散とします。 ※欠席の場合は、11月29日(水)までに事務局へご連絡ください。</p>
(議長)	事務局	<p>(6) 12月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○12月農家相談会の日程について 12月21日(木)午前9時～正午 担当：10番 中村弘明 委員、11番 蔵本孝広 委員、17番 伊藤文夫 推進委員</p>
(議長)	事務局	<p>(7) 建議書について、説明してください。</p> <p>○建議書について ※事前配布の案について委員等からの意見を聴取 ※確定版の作成について 会長、職務代理、農地対策部会長・副会長、農政・担い手部会長・副会長の6者及び事務局に一任とする。 ※町長、町議会議長への提出について 会長、職務代理、農地対策部会長・副会長、農政・担い手部会長・副会長の6者及び事務局に一任とする。</p>
(議長)	事務局	<p>(8) 鳥取県農業委員会女性協議会活動に関する当面～来年の日程のお知らせについて、説明してください。</p> <p>○鳥取県農業委員会女性協議会活動に関する当面～来年の日程のお知らせについて ※別紙参照 ※対象 ⑥ 山下和子 委員、⑦ 渡邊由佳 委員 ○令和5年度第2回研修会 令和6年1月30日(火)10:30～14:30 倉吉シティホテル ※正式内容決定後に別途案内通知あり ○令和6年度中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会 令和6年11月7日(木)～8日(金) 米子コンベンションセンター</p>

<p>6 閉会</p>	<p>(議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) (議長)</p>	<p>※鳥取県が当番県 日程の確保をお願いします。</p> <p>その他に事務局からございますか。</p> <p>○町民の声「農業委員会の活動ぶり」について、要望内容、要望に対する回答を紹介 こういったことがありましたということで紹介しました。今後も研修会等研鑽しながら活動していきたいと思います。</p> <p>その他に事務局からございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>皆さんの方から何かございますか。無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第8回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後5時15分)</p>
-------------	--	--